

「不動産M&A」とは?

「不動産M&A」は、不動産保有に特化した法人(不動産賃貸業等)が株式を譲渡することで法人ごと不動産を移転する手法だ。どんなメリットがあるのか、フジ総合鑑定・大阪事務所長の住江悠さんがわかりやすく解説する。

不動産M&Aのメリット

不動産売買では譲渡益に約35%の法人税等が課せられ、さらに法人を清算して得た配当所得に対して所得税+住民税がかかります。一方、不動産M&Aによる株式の譲渡益は所得税+住民税で、分離課税の対象となり、税率は一律約20%。不動産の現物を売却するよりも金額が大きくなりやすいのが利点です。買主にもメリットがあります。不動産自体の所有権は法人のまま動かないため、不動産取得税・登録免許税等の税金がかかりません。

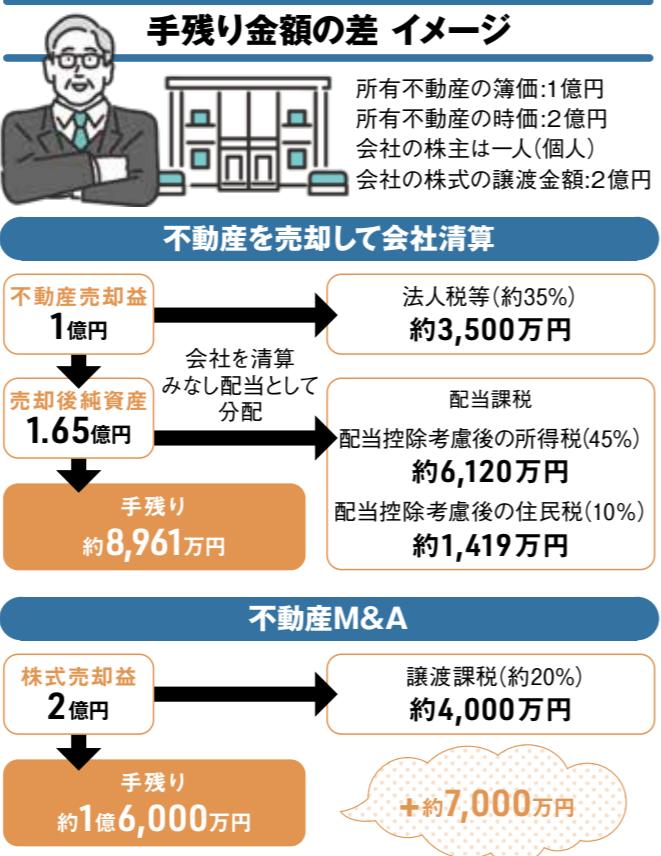
注意点

すべてのケースで不動産M&Aが有利なわけではなく、事案ごとに不動産価値と税金を考慮する必要があります。適正な株価の算定、つまり「値付け」には不動産評価が非常に重要になります。また、適切なタイミングを見極める目も必要です。フジ総合グループでは多数の不動産時価評価・財産評価の実績を生かし、不動産M&Aに限定して仲介・アドバイスを行っています。



フジ相続税理士法人／
株式会社フジ総合鑑定
大阪事務所長 不動産鑑定士
住江 悠さん

「今、国はM&Aを推進しており、要件を満たせば、株式の取得価額の一部を損金算入できる優遇税制などを利用できるため、買い手からも注目されています。興味を持たれた方は一度ご相談ください」



フジ総合グループが導く、不動産売却の新たな活路

「不動産M&A」で オーナーの課題解決を強化

不動産そのものを売るよりも、

手残り金額が増える可能性が高いとして注目を集める「不動産M&A」。

不動産相続の専門事務所であるフジ総合グループでは、新たな提案の一つに取り入れ、有利な不動産売却でオーナーを強力に支援していく。

約10000件の実績を誇る 不動産相続の専門事務所



フジ総合グループ 代表
株式会社フジ総合鑑定
代表取締役 不動産鑑定士
藤宮 浩さん

提案しているのが「不動産M&A」である。

「オーナー様が何らかの事情で会社所有的不動産を処分したいと希望されたとき、会社の株式（経営権）を売却する形で、買い手に不動産ごと譲渡する方法です。税負担が軽減されることから、不動産の現物を売却するよりも手残り金額を増やせる可能性があります」

相続と不動産評価に特化したコンサルティングサービスで信頼の厚いフジ総合グループ。東京・名古屋・大阪に拠点を持ち、1992年の創立以来、相続対策シミュレーション、相続税申告、相続税還付、相続税土地評価など、10000件以上の相続案件を取り扱ってきた。

「独立系のコンサルティング事務所として、相続専門の税理士と土地評価に精通した不動産鑑定士が連携してオーナー様それぞれのお悩みに寄り添い、中立・公正な立場で最適解をご提案しています」とフジ総合グループ代表・藤宮浩さんは語る。

現金化の手段の一つとして 法人ごと不動産譲渡を提案

フジ総合グループが今、不動産

買主の幅が広がるのも不動産M&Aのメリットだ。買い手の中に現物不動産を取得したい層とは別に、株式を取得したい層も存在する。不動産M&Aを選択肢に加えることで、より広い範囲で買主を探すことができるようになる。

相続を見据えたとき、次世代への賃貸経営事業の承継が難しいと判断し、法人の清算や不動産の売却を視野に入れた相続対策を同グループに相談するオーナーが増えており、注目度は高いという。

現物売買と不動産M&Aの 両面から有利な売却を提案

フジ総合グループの主な業務内容

相続税生前対策

相続対策をご検討の方へ
中立・公正な視点でお客様に最適な相続対策をご提案いたします。

相続税申告

相続税申告をご検討の方へ
土地評価に精通したスタッフがすべての土地をチェック。適正な納税額での申告を実現します。

相続税還付

相続税を納めた方へ
相続税申告書一式をご用意いただきだけれど、還付の可能性を無料診断いたします。

不動産M&A

不動産の売却を検討中の方へ
中立・公正な視点で現物売買との比較を行い、最適な提案をいたします。

お気軽にお問い合わせください



詳しい資料をお送りします

相続税はなぜ納め過ぎてしまうのか?
過大納税を防ぐ秘訣を漫画でご紹介。

0120-95-4834

「オーナーズ・スタイルを見た」と
お伝えください。

フジ相続税理士法人／
株式会社フジ総合鑑定
[フジ総合グループ]

東京都新宿区新宿2-1-9
@WORK SHINJUKUGYOEN9階
[受付]9:00～18:00
[定休日]土曜・日曜・祝日(面談は応相談)
[対象エリア]全国

フジ相続

検索

取材・文／菱沼 晶 撮影／青木 茂也

[問い合わせができる項目] 資料請求／無料相談／無料見積もり 資料請求・無料相談・見積もりの仕方は9ページをご覧ください。

同梱のパンフレットもあわせてご覧ください。